

平成 31 年 3 月定例会

御杖村議会 会議録

平成 31 年 3 月 6 日 開会

平成 31 年 3 月 20 日 閉会

御杖村議会

◎目 次

◎目 次	2
第 1 号 (3月6日)	- 1 -
◎議事日程〔審議結果〕	- 2 -
◎本日の会議に付した事件	- 3 -
◎出席議員(8名)	- 3 -
◎欠席議員(0名)	- 3 -
◎会議録署名議員	- 4 -
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	- 4 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員 〔発言記録〕	- 4 - - 5 -
◎開会及び開議の宣告	- 5 -
◎会議録署名議員の指名	- 5 -
◎会期の決定	- 5 -
◎諸般の報告(議会運営委員会)	- 5 -
◎諸般の報告(例月出納検査)	- 6 -
◎諸般の報告(宇陀衛生一部事務組合議会)	- 6 -
◎諸般の報告(東宇陀環境衛生組合議会)	- 7 -
◎諸般の報告(曾爾御杖行政一部事務組合議会)	- 7 -
◎行政報告	- 8 -
◎一般質問	- 9 -
山岡隆良君「防災減災体制の整備について」	- 9 -
山岡隆良君「ヘリポートの整備について」	- 10 -
葛城昌俊君「地域資源活用事業の今後の進めについて」	- 12 -
◎発議第1号、御杖村議会委員会条例の全部を改正する条例の制定 について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	- 14 -
◎発議第2号、御杖村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則の制定 について、〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	- 15 -
◎議案第1号、御杖村森林環境整備基金条例の制定について〔上程、 説明、質疑、討論、採決〕	- 16 -
休憩・再開	- 17 -
◎議案第2号、御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する 条例の制定について〔上程、説明〕	- 18 -
◎議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	- 18 -
◎議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部 を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	- 19 -
◎議案第5号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	22	-
◎議案第 6 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	23	-
◎議案第 7 号、御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	24	-
◎議案第 8 号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定について〔上程、 説明、質疑、討論、採決〕	25	-
◎議案第 9 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更について〔上程、 説明、質疑、討論、採決〕	26	-
◎議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の 議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	26	-
◎議案第 11 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	27	-
◎議案第 12 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算 （第 4 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	27	-
◎村長所信表明	28	-
休憩・再開	31	-
◎議案第 13 号、平成 31 年度御杖村一般会計予算の議定について〔上程 、説明、質疑、付託〕	31	-
◎議案第 14 号、平成 31 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定 について〔上程、説明、質疑、付託〕	34	-
◎議案第 15 号、平成 31 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定 について〔上程、説明、質疑、付託〕	35	-
◎議案第 16 号、平成 31 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定に ついて〔上程、説明、質疑、付託〕	35	-
◎議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の 議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	36	-
◎諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることに ついて〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	36	-
◎散会の宣告	38	-
第 2 号（3 月 20 日）	39	-
◎議事日程〔審議結果〕	40	-
◎本日の会議に付した事件	40	-
◎出席議員（8 名）	41	-
◎欠席議員（0 名）	41	-
◎会議録署名議員	41	-
◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名	41	-
◎職務のため議場に出席した事務局職員	41	-
〔発言記録〕	42	-
◎開議の宣告	42	-

◎議案第 2 号、御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する 条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	- 42 -
◎一括議第〔委員長報告、質疑〕・議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会 計補正予算（第 6 号）の議定について・議案第 11 号、平成 30 年度御 杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について・議案 第 12 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の議 定について	- 42 -
◎議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の 議定について〔討論、採決〕	- 43 -
◎議案第 11 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）の議定について〔討論、採決〕	- 44 -
◎議案第 12 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算 （第 4 号）の議定について〔討論、採決〕	- 44 -
◎一括議第〔委員長報告、質疑〕・議案第 13 号、平成 31 年度御杖村一般会 計予算の議定について・議案第 14 号、平成 31 年度御杖村簡易水道事 業特別会計予算の議定について・議案第 15 号、平成 31 年度御杖村国 民健康保険特別会計予算の議定について・議案第 16 号、平成 31 年度 御杖村介護保険特別会計予算の議定について・議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について	- 44 -
◎議案第 13 号、平成 31 年度御杖村一般会計予算の議定について〔討論、採決〕	- 45 -
◎議案第 14 号、平成 31 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定 について〔討論、採決〕	- 46 -
◎議案第 15 号、平成 31 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定 について〔討論、採決〕	- 46 -
◎議案第 16 号、平成 31 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定 について〔討論、採決〕	- 46 -
◎議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の 議定について〔討論、採決〕	- 47 -
◎議案第 18 号、御杖村国民健康保険診療所・保健センター空調設備改修工事 に伴う工事請負契約の締結について〔説明、質疑、討論・採決〕	- 47 -
◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕	- 48 -
◎閉議及び閉会の宣言	- 48 -
◎会議録署名	- 49 -

第 1 号 (3月6日)

平成 31 年 3 月御杖村議会定例会（第 1 号）

平成 31 年 3 月 6 日(水)

開会 午前 10 時 00 分

◎議事日程〔審議結果〕

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

- ・ 議会運営委員会 2/20 開催
- ・ 例月出納検査 12 月・1 月分
- ・ 宇陀衛生一部事務組合議会 2/18 定例会
- ・ 東宇陀環衛衛生組合議会 2/20 定例会
- ・ 曾爾御杖行政一部事務組合議会 3/5 定例会

第 4 行政報告

- ・ 村長

第 5 一般質問

- ・ 山岡隆良君（2 件）
- ・ 葛城昌俊君（1 件）

第 6 発議第 1 号〔原案可決〕

御杖村議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について

第 7 発議第 2 号〔原案可決〕

御杖村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則の制定について

第 8 議案第 1 号〔可決〕

御杖村森林環境整備基金条例の制定について

第 9 議案第 2 号〔議案調査〕

御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する条例の制定について

第 10 議案第 3 号〔原案可決〕

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議案第 4 号〔原案可決〕

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 12 議案第 5 号〔原案可決〕

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 13 議案第 6 号〔原案可決〕

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 14 議案第 7 号〔原案可決〕

御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 15 議案第 8 号〔原案可決〕

御杖村の公の施設の指定管理者の指定について

第16 議案第9号〔原案可決〕

御杖村過疎地域自立促進計画の変更について

第17 議案第10号〔委員会付託〕

平成30年度御杖村一般会計補正予算（第6号）の議定について

第18 議案第11号〔委員会付託〕

平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について

第19 議案第12号〔委員会付託〕

平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第4号）の議定について

第20 議案第13号〔委員会付託〕

平成31年度御杖村一般会計予算の議定について

第21 議案第14号〔委員会付託〕

平成31年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

第22 議案第15号〔委員会付託〕

平成31年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

第23 議案第16号〔委員会付託〕

平成31年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について

第24 議案第17号〔委員会付託〕

平成31年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

第25 諮問第1号〔適任可決〕

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
6番	木村忠雄君	8番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

2番 古川芳明君

3番 吉田俊弘君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君
教育長	丸山栄君
総務課長(会計管理者)	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	今西孝之君
住民生活課長	西岡悦夫君
産業建設課長	森本成則君
保健福祉課長	片岡保昌君
教育委員会次長	中村康幸君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	菊山大介君

〔 発言記録 〕

(10 時 00 分 開議)

◎開会及び開議の宣告

○議長（盛岡英成君） 皆さん、おはようございます。

本日の 3 月定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますから、平成 31 年 3 月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（盛岡英成君） 本日の議事日程は、別紙第 1 号のとおりとします。

まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 127 条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、2 番 古川芳明君・3 番 吉田俊弘君を指名します。

◎会期の決定

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から 3 月 20 日までの 15 日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から、3 月 20 日までの 15 日間に決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

はじめに、2 月 20 日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、山崎往男君。

○議会運営委員長（山崎往男君） それでは、定例会に先立ちまして開催いたしました議会運営委員会の会議結果につきまして、私のほうからご報告を申し上げます。

当委員会は、去る 2 月 20 日に委員会を開催いたしました。全委員出席のもとに、3 月定例会の運営につきまして協議を行いました。まず、会期及び会期中の日程につきまして協議をおこない、会期を、3 月 6 日から 20 日までの 15 日間といたしまして、全員協議会を 3 月 7 日、予算決算委員会を 3 月 12 日、続会議を 3 月 20 日とそれぞれ決定し、いずれも午前 10 時の開会といたしました。また、一般質問につきましては、通告締切を 2 月 25 日とし、質問日は、3 月 6 日の開会日と決定をいたしました。

次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、議案第2号を議案調査、補正予算及び新年度予算を委員会付託とし、その他の案件につきましては、開会日に即決することと致しました。

最後に、次回、6月定例会の会期を検討するために、閉会中の継続調査申出書を、続会日に提出することを決定して、委員会を閉じました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

◎諸般の報告（例月出納検査）

- 議長（盛岡英成君） 次に、監査委員より例月の出納検査について、12月及び1月分の結果報告書をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告とします。

◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 次に、一部事務組合議会に関する報告を行います。
去る2月18日開催されました、宇陀衛生一部事務組合議会の報告を求めます。派遣議員、山岡隆良君。

- 派遣議員（山岡隆良君） それでは、宇陀衛生一部事務組合3月定例議会の報告をただ今よりさせていただきます。平成31年度、第1回定例会宇陀衛生一部事務組合議会が、平成31年2月18日午前10時より宇陀市農村環境改善センター農林会館大会議室にて開催されましたのでご報告させていただきます。

管理者挨拶の後、議事に入り議長より日程第1会議録署名議員の指名があり5番井戸家議員、6番松谷議員が指名されました。

次に、日程第2会期は本日1日限りとするということで、議長より宣告され全員同意し議事に入りました。

日程第3承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、内容については、自治法第179条第1項の規定に基づき、一般職の職員の給与、宿日直手当、勤勉手当の改定となっております。

次に日程第4、議案第1号、宇陀衛生一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、内容については、国家公務員に準じて平成31年度以降の期末手当の変更に係るものとなっております。

日程第5、議案第2号、宇陀衛生一部事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について、内容については条文の改正が主なものとなっております。

日程第6、議案第3号、平成30年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算第3号について、この内容については歳入歳出にそれぞれ財産運用収入2万1千円と前年度繰越金532万9千円、合計535万円の繰入を行い本年度の積立金とするという内容のものでございます。

日程第7、議案第4号、平成31年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出予算について、内容については、前年度予算1億1千871万6千円に対し今年度予算1億1,665万円で対前年206万6千円の減となっており、主なものとしては人件費、維持費の低減がなされております。

承認第1号並びに議案第1号から第4号まで、すべて全員の賛成承認で議決されました。最後に副管理者、東吉野村水本村長の閉会挨拶にて11時35分閉会となりました。

簡単ではございますが、以上で宇陀衛生一部事務組合の第1回定例会の報告に代えさせていただきます。

◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 続いて、2月20日に開催されました東宇陀環境衛生組合議会の報告を求めます。

派遣議員 古川芳明君。

- 派遣議員（古川芳明君） それでは、平成31年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る2月20日午後3時より、平成31年第1回東宇陀環境衛生組合議会定例会が東宇陀クリンセンター2階において開催されました。本村からは、組合副議長として山崎議員、組合議員として松岡議員、古川が出席いたしました。組合議会定例会については、10名全員の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶のあと議事に入りました。

付議された案件は、議案第1号、東宇陀環境衛生組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、議案第2号、平成31年度東宇陀環境衛生組合一般会計予算について、以上2件が提案されました。

議案第1号につきましては、人事院勧告により職員の給与が改正されたことに伴い、構成市村同様、組合につきましても条例の改正を行うということです。

議案第2号については、平成31年度一般会計予算について、歳入歳出それぞれ1億7,838万円で、前年度対比144万6千円の減額予算となりました。

以上2件が、原案のとおり全会一致により承認され、午後4時に閉会いたしました。簡単ではありますが、平成31年第1回東宇陀環境衛生組合議会の定例会の報告を終わらせていただきます。

◎諸般の報告（曾爾御杖行政一部事務組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 続いて、昨日開催されました、曾爾御杖行政一部事務組合議会の報告を求めます。

派遣議員 葛城昌俊君。

- 派遣議員（葛城昌俊君） それでは、平成31年3月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る3月5日10時より、平成31年3月曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会が御杖村役場3階会議室において開催されました。曾爾村からは組合議長として木治議員、組合議員として萩原議員、大向議員が出席、御杖村からは組合議員として盛岡議員、木村議員、私葛城が出席いたしました。

組合議会定例会については、6名の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名で、2番大向議員、6番盛岡議員が指名されました。会期を1日とし、木治議長の進行で議事に入りました。

付議された案件は、第1号議案平成30年度曾爾御杖行政一部事務組合一般

会計歳入歳出予算の補正、第2号議案平成31年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出予算について、以上2件が提案されました。

第1号議案につきましては、歳入歳出それぞれ68万8千円を増額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,847万5千円となりました。

第2号議案については、歳入歳出予算総額3,595万2千円で、前年度より69万1千円の減額予算となりました。以上2件が、原案どおり全会一致で可決及び認定され、閉会しました。以上で、曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告といたします。

○議長（盛岡英成君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第4、行政報告をお願いします。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 皆さんおはようございます。

本日3月定例会を招集させていただきましたところ、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。貴重なお時間をいただき私から12月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

昨年11月30日に発覚しました元会計管理者による公金横領事案につきまして、改めて経過及びその対応につきましてご報告をいたします。

公金横領事案発覚以降、本人からの事情聴取を行うとともに、並行して現金出納の不正処理の内容について内部調査を進めました。この結果、人事異動によりこの者を出納室会計管理者とした平成28年4月以降、平成30年10月に異動させるまでの2年6ヶ月の間に、現金出納簿に虚偽の記載、改ざんを繰り返し、複数回にわたり公金を横領したことを本人が認め、内部調査でも明らかなことから、地方公務員法の規定に違反する行為として、同法の規定により、12月20日付けで本人を懲戒免職処分といたしました。

また、その日の午後には、樫原市の記者クラブにおいて、この内容について記者発表を行いました。さらに、この事件により、村民皆さまから公務への信頼を大きく損ねたことは勿論のこと、村のイメージは免れないものとして、重大事案として非常に重く受け止め、元会計管理者に刑事処罰を求めるために刑事告訴することとし、近く告訴状が正式に受理されるものと思われま。

一方、この不祥事を起こした元職員に対する任命、管理監督責任を取るため、今定例会に私自身の給料の減額を提案しているものでございます。

今後は、村行政への一日でも早い信頼回復のため、職員一同一丸となってその対策に取り組んでいく所存です。

最後に、今定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例制定、一般会計及び特別会計の補正予算、また一般会計及び特別会計の当初予算、人事案件など18件となっております。それぞれの案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（盛岡英成君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

山岡隆良君「防災減災体制の整備について」

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 5、一般質問を行います。通告に基づき順次発言を許可します。はじめに、山岡隆良君の 1 つ目の質問を許可します。

山岡隆良君。

○4 番（山岡隆良君） 議長の許可をいただきましたので、防災減災体制の整備についてという内容で質問させていただきたいと思います。

昨年は、4 つの台風が本村近辺を通過し勢力が強かった 21 号・24 号台風により農業用ハウスや農地等の被害がありましたが、幸いにも人的被害がなかったことがなによりでした。今年も非常に暖かい日々が続いており、なにか異常さを感じさせるような毎日で、一年を通じて災害のないことを願い祈るばかりですが、何時発生するか分からない地震や台風等の自然災害への備えが非常に重要であると考え質問させていただきます。

特に、停電時における情報伝達の手段としてLINE による防災情報システムを構築していただき、2 月号の広報紙と 2019 年改訂版防災マニュアルにも掲載されましたが、スマホだけの配信になるため、ガラケーにもメール配信できるようにしていただくことで情報伝達のカバー率が上がると考えますので改善できないでしょうか。

次に、本村は山間に集落が点在する地域でありますので、村内 13 箇所の避難場所について御杖村土砂災害ハザードマップをみると、急傾斜地や土石流危険箇所があり比較的安全な施設としては、敷津産地化センターと老人福祉センターの 2 箇所しかありません。そこで、厨房設備とトイレが備わっている安全度の高い道の駅を、大規模災害における避難場所に追加指定できないでしょうか。

また、外部からの来村者も避難場所が分かる避難場所マークの設置をすべきではないでしょうか。今後、地球温暖化に伴い益々大型化することが予想される台風や、30 年以内に 70% 以上の確立で発生するとされている東海・東南海・南海地震、発生した場合本村では震度 7 クラス相当すると言われていています。そのような地震に備えて、以上の点についてご提案させていただきますが村長のお考えをお聞きしたいのでよろしくお願いします。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本村が取り組みます安全安心なむらづくりのためには、議員質問の防災・減災体制の整備は不可欠なものと思われれます。特に、南海トラフ地震は、30 年以内に 7 割から 8 割の確立で起きると専門家が指摘しております。こういった状況の下、本村も防災減災体制の整備を進めています。平成 30 年度に初めて実施しました防災訓練もその一環であります。

ご指摘の防災マニュアルの改訂につきましては、本年度予算で計上し、改訂版が出来上がったことから、3 月の配布物として全戸配布いたしたところでございます。また、2 月広報紙に掲載をさせていただきました防災 SNS は、有線放送を補完する目的で利用頻度、また登録が簡単なことからスマホ向けに整備をさせていただきました。緊急で知らせる避難準備情報等のエリアメールは、ガラケーまたはスマホ両方で受信が可能となっております。ガラケーの携帯電話が減少している現状をふまえ、その他の伝達方法を含め今後も検討してまいりたいと思

います。

次に指定避難所についてですが、災害の危険があり避難した住民等が、災害の危険がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを想定した施設と定義されております。建物の管理者、地域性等を考慮して、学校や保育所、体育館、公民館などの公共施設13箇所を指定しているもので、ご指摘の温泉施設はご存知のとおり、御杖ふるさと交流公社に指定管理者として管理を行わせ、年間を通じて営業をしていることから、除いております。しかしながら、この施設の被災の状況にもよりますが、温浴の設備、厨房設備、大きな駐車場等、他の施設にはない設備を備えていることから、様々な施設利用が考えられると思います。災害時に最大の効果が発揮できるように、避難所として限定せず、災害時には何が必要か、どういう拠点が必要か、もう少し時間をかけて検討しながら、この施設の利用を検討していきたいと思います。

最後に、避難所の看板につきましては、設置場所等を考慮しながら、国県の補助金を模索し、予算確保を検討していきたいと考えております。

○議長（盛岡英成君） 山岡議員。

○4番（山岡隆良君） どうもありがとうございます。よく分かりやすい回答で村の防災減災に対する整備というもの、一気にはいかないと思いますけども、少しずつ進めていただいているということがよく分かりました。

道の駅については、比較的安全な、ほんとうに山がないものですから、比較的、駐車場の件も村長言ってくれてましたように、いろいろ使い方研究していただいて、指定管理お願いしている関係で村が無理に入っていくことができないと思いますけども、やはり大型災害の時には、そういうところが一番活用度が高いというふうなことを考えますので、是非ひとつ今後も検討のほうよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（盛岡英成君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 議員提案のとおり、特に温泉温浴施設道の駅につきましては、活用の範囲が広いと思っておりますので、今後も検討していきたいと思っております。それと、議会の皆様のご協力を得まして、30年度より特に体育館・公民館について、順次耐震化を進めていくということで、30年度につきましては、桃俣の体育館・公民館の耐震化がもう少しで完了ということになっております。今後も、避難所につきましては、そういうことも含めて安全に使えるようにやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（盛岡英成君） よろしいですか。はい。

山岡隆良君「ヘリポートの整備について」

○議長（盛岡英成君） 続けて、山岡隆良君の2つ目の質問を許可します。

山岡隆良君。

○4番（山岡隆良君） 議長の許可をいただきましたので2点目の質問をさせていただきます。ヘリポートの整備についてというふうなことで質問させていただいたんですけども、本村のように高齢化が進み、交通事情が悪く、大規模な総合病院に遠い地域にとって、平成29年3月からのドクターヘリ導入は非常にありがたいことであります。しかし、本村のヘリポートは村民運動場・野外ホールの

2箇所となっていますが整備が遅れ、離着陸の際は砂埃が舞うような環境であり、上空から見てヘリポートとは識別しにくいものとなっております。

また、今年1月1日から紀伊半島三県のドクターヘリ応援協定が結ばされ、和歌山県のドクターヘリは奈良県全域と三重県の尾鷲・熊野市地域を、奈良県のドクターヘリは和歌山県全域と三重県名張・伊賀・津市の一部旧美杉村・松阪市の一部旧飯南町・志摩半島以南の地域を。また三重県のドクターヘリは奈良市の一部旧都祁村・旧月ヶ瀬村・山添村・宇陀市・御杖村・曾爾村・東吉野村までカバーする協定になっており、本村には、他県からの応援ヘリの出動も考えられます。

そこで、本村の住民の命を守っていただくドクターヘリの飛行を安全かつ円滑に運航できるようにヘリポートの整備を早急に進める必要があると考えますが村長のお考えをお聞きしたい。以上よろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 議員ご質問のヘリポートの整備について、お答えいたします。

以前の議会全員協議会において、ヘリポート整備のご意見を賜り、平成30年4月1日より、神末敷津地内フロンティアタウンのテニスコートが新たに運用を開始し、ご報告を申し上げたとおりでございます。現在本村のドクターヘリのヘリポートは、先程のテニスコート、村民グラウンドの2箇所で運用を行っており、所在地が関係機関に登録されているため、ヘリコプターのGPS機能によりどこからでも飛来が可能となっております。また、奈良県広域消防組合通信司令センターが状況を判断しながら飛来地を決定しており、曾爾村のヘリポートも利用しております。ヘリポートの企画は、ヘリコプターの長さ13mに前後10mを加えた33m×33mの正方形の平地が必要となります。ヘリポートがグラウンドなどの土の場合は、乾燥時消防署が事前に散水することとなっております。

現在特に運用に支障はきたしていませんが、今後もう少し時間をかけて、その他の候補地を探していきたいと考えております。

○議長（盛岡英成君） 4番、山岡議員。

○4番（山岡隆良君） ヘリポートなんですけれども、33mの33mと非常に大きなスペースが要るようなものということなんですけれども、やはり本村のように高齢化がどんどん進んでいるなかで、大規模な総合病院が遠い地域でありますので、早急にこの辺の部分については、明確に運用できるようなかたちで、例えば村民グラウンドですと消防車が先ず出動して水をまいて、それから着陸してもらうというふうなかたちではちょっとまずいのかなと、それと敷津の若者団地の上のテニスコートやったら、一番御杖村の角地になって、ですから例えば土屋原とか桃俣の人が、もしも怪我とか病気になったとき、緊急搬送される時には、まあ曾爾に行くのか、どっち行くのかちょっと分からないです。あと村民グラウンドなんですけれども、どこへ着陸するのか分からないですけれども入口が施錠されておるんですね。ポールが立ってあって、ですから緊急で入っていこうと思っても、施錠されとるグラウンドには入れないんで、先般自分も村民グラウンドどんな状況かなということで、確認したんですけれども、ですからそういうことも鑑みて、やはり村長の方で検討していただくということですけども、スピード上げて検討していただきたいなということを強く要望させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

自分のほうからは、以上です。

○議長（盛岡英成君） 伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 議員おっしゃるとおり、人命に関わることでございます。検討については、時間はいただきたいんですけども、早急な検討が必要ではないかなというように思っております。

ドクターヘリにつきまして、奈良県、どことも大体 15 分ぐらいで現場へ到着するというところでございます。本村の場合、平均ですのでその年によって多少の違いはありますが、大体 6 件から 8 件ぐらいの間で今まで運用がされております。そうしたなかでは、かなり利用頻度があるのも事実でございますので、できる限り住民の皆さんに利用をやすくしていただくという視点は必要であるというようには思っておりますので、検討の方急いでやりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（盛岡英成君） よろしいですか。はい、4 番山岡議員。

○4 番（山岡隆良君） ありがとうございます。是非とも早急に検討していただきたいということと、あと村民の方には、うちの村は和歌山県から三重県からもドクターヘリが飛来する可能性がありますよということもやはり教えていただけないと、奈良県のドクターヘリじゃない、基地病院が変わりますから、和歌山県立医大になると思いますが、三重県から来たら三重大になると思いますが、ですからそういうこともやはり村民には周知して、頭の片隅には置いておいてもらう必要があるのではないのかなというふうなことも考えますので、その辺も併せてお願いしたいと思います。自分のほうの質問は、これで終わらせていただきます。

○議長（盛岡英成君） 答弁よろしいですか。はい。

○議長（盛岡英成君） これで、山岡隆良君の一般質問を終わります。

葛城昌俊君「地域資源活用事業の今後の進めについて」

○議長（盛岡英成君） 次に、葛城昌俊君の一般質問を許可します。

葛城昌俊君。

○1 番（葛城昌俊君） 議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

ふるさと納税・ガバメントクラウドファンディングを利用し、御杖村自慢の森林資源を活用し、タイに木造住宅を建設する事業についてお伺いしたいと思います。

御杖村は、昨年ふるさと納税サイト・ふるまるにおいて、クラウドファンディングを開設されています。目標額として 1,800 万円、期間としては 2018 年 10 月 23 日から 2019 年 3 月 31 日までとされ、約 4 ヶ月間で 21 万 8 千円、10 名の寄付が集まりました。

さて、今後の計画についてお伺いしたいと思います。御杖村にモデルハウスを建設の予定と今後の活用方法。タイの研修生が既に来られていますが、3 ヶ月間の研修を受けられると聞いています。どのような研修を受けられるのでしょうか。研修期間中にタイの方々と交流などできるのでしょうか。

そして、タイに木材をいつ輸出できるのか。

クラウドファンディングでは、21 万 8 千円しか寄付が集まっていません。クラウドファンディングの期間延長はできるのか。この事業・活動全般について、全国、そして御杖村民にもこの計画を周知していただきたいと思ひ質問をさせていただきました。村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 森林資源を活用し、タイに木造住宅を建設する事業についてお答えいたします。

御杖村はご存じのように面積の大部分を森林が占め、豊かな自然環境のもと林業が盛んでしたが、長引く木材価格の下落により林業従事者がほとんどいない状態になってしまいました。村としましては過疎化・高齢化が進行し、人口減少に歯止めがかからない中、豊富な森林資源を有効に活用し、木材の良さを再度見直すきっかけをつくり、村を活性化させる必要があると考えております。

そこで森林資源の有効活用策として、木製加工品の開発や、ケビン・小屋の製作・販売、林業従事者の育成、そしてタイをターゲットとした木造住宅の海外販売などを検討・推進していくこととしました。

議員ご質問の件についてですが、今後の海外戦略としてタイ向けの木造住宅の普及を目指し、本年度はタイ向けのモデルハウスを村内に建設し、製造工程の確認、設計指針や施工指針の策定を行うもので、大字神末敷津地内の村営住宅空き区画に建設することとし、本年2月下旬より工事を開始したところです。

また、タイでの木造建築に関する人材育成として、タイスィーパトム大学の学生5人を、3月3日より受け入れ、建築教育や技能修習生としてこの建築現場等で研修を約3ヶ月間実施することとしています。

議員おっしゃるとおり、このモデルハウスについてはクラウドファンディングを利用して建設資金を調達することとし、昨年10月より本年3月末までの期間、インターネットを利用して寄付金の募集を行っています。現時点において10名の方から21万8千円のご寄付をいただいておりますが、当然、この資金だけでは建築資金を賄えないことから、寄付金以外の資金を一般財源とする補正予算を本定例会に提案しているところです。

また、寄付募集期間の延長についてですが、新年度において期間を定めて再び寄付を募るといった形はとれると考えますが、返礼品やサイトに掲載する手数料など経費が必要となります。今回、再募集は考えておりませんので、当然、当初予算でも計上はいたしておりません。

次にモデル住宅の完成後についてですが、移住体験住宅として移住希望者に対して期間限定の貸出を行っていただければと考えております。御杖村への移住を考えている方が試行的に短期間滞在し、御杖村での生活体験をしてもらえたらと考えているところでございます。

今回インターネットを利用し、不特定多数の方へ寄付の募集を行いました。同時に、この募集サイトでは事業の趣旨、寄付金の使途を掲載し、周知を図ったところですが、今後の事業展開に併せ、報道機関へのプレスリリースを行っていきたいと考えております。

最後に、この事業の最終目的は海外へ御杖村の木材を使った木造住宅を普及させることですが、木造建築物に対する理解と防蟻対策などクリアしなければならない課題も多くあります。今後、これらの課題を解決しながら目的達成に努力していきたいと考えております。

以上、議員お尋ねの回答とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） 1番、葛城議員。

○1番（葛城昌俊君） ご答弁ありがとうございました。

せっかくというか、クラウドファンディングで、少額の寄付しか集まらなかった、そしてまた来年度予算で予算計上ということなんですけど、粛々というか御杖村

民にも分かってもらえるような建物を建てていただきたいと思います。

そしてまた、海外輸出のほうですけど、いろいろ課題はあると思いますけど、また、協力隊の方も来てもらってますし、そういう人材を育成していただいて、海外輸出のほうにもしていただきたいと思います。私の方からは以上です。

○議長（盛岡英成君） はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 特に海外輸出ということになりますと、大変目標が大きいわけでございます。言われますように、単価も含めた課題もかなりありますので、どうしていくかということについては、慎重に検討していきたいと思っております。それと、現在やっております事業について村民の方また他の方にも広く周知をすればどうかということでございます。そうした中で、本日ですけれども、入校式とかたちで5名の研修生の方の式をしたいと思っております。それには、奈良テレビが取材に来てくれるということで聞かせていただいております。おそらく放送時間は、そんなに長くないと思います。5分程度になるぐらいだと思いますけども、そういうことで報道の方へもお知らせをかけておりますので、なんとか広く分かってもらえるようには、努力はしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（盛岡英成君） よろしいですか。

○議長（盛岡英成君） 以上で、一般質問を終わります。

◎発議第1号、御杖村議会委員会条例の全部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第6、発議第1号、御杖村議会委員会条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件といたします。本案についての趣旨説明を求めます。

山崎往男君。

○8番（山崎往男君） それでは、本案提出の趣旨につきまして、代表して説明をさせていただきますと思います。

地方自治法第109条におきまして、議会における委員会の設置と、その運営に関し必要な事項は、条例で定めるものとされております。これにより、本村議会におきましても、3常任委員会と議会運営委員会を設置して運営がされてきました。

今般、委員会における審議の深まりと、全議員による委員会活動の充実を図るため、常任委員会の再編と議会運営委員会の定数改正、また委員会の運営や手続き等につきましても見直しをおこなうものでございます。現行の条例に対し、その改正が大部分に及び、新たに規定することも多いことから、全部改正として提案をいたしたいと思っております。

なお、各条文の説明につきましては、議案書の改正文に続けて概要説明書を添付しておりますので、併せてご覧をいただきたいと思います。

以上、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（盛岡英成君） ただ今、趣旨説明をいただきましたので、これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第 6、発議第 1 号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、発議第 1 号、御杖村議会委員会条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎発議第 2 号、御杖村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則の制定について、〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第 7、発議第 2 号、御杖村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則の制定についてを議題とします。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件といたします。

本案についての趣旨説明を求めます。

山崎往男君。

○8 番(山崎往男君) それでは、引き続きまして代表をいたしまして、趣旨説明をさせていただきますと思います。

現行の傍聴規則第 4 条におきまして、傍聴希望者には、受付簿に住所・氏名・年齢を記入していただくこととなっております。しかしながら、一覧表形式の簿では、先に記入されたかたの内容が、あとで書かれたかたに、見えることとなります。

したがって、個人情報保護の観点から、一覧表形式の簿を、個人毎の票に改めたいと考えるものでございます。

併せて、傍聴手続に係る様式の統一化を図るため、関係様式を新たに規定するものでございます。

以上簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。

○議長(盛岡英成君) ただ今、趣旨説明をいただきましたので、これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第 7、発議第 2 号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、発議第 2 号、御杖村議会傍聴規則の一部を改正する議会規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第1号、御杖村森林環境整備基金条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第8、議案第1号、御杖村森林環境整備基金条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案について説明をさせていただきます。平成31年度より国から譲与されます森林環境譲与税について、未執行分の積立を行う基金を新たに設置するために、その設置及び管理等に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長から説明を申し上げます。

○議長（盛岡英成君） 森本産業建設課長。

○産業建設課長（森本成則君） 条例の内容について説明させていただきます。昨年12月21日の平成31年度税政改正の大綱において、森林吸収源対策の地方財源確保にかかる森林環境税及び森林環境譲与税の創設が明記され、森林環境税の課税については、平成36年から開始となりますが、森林環境譲与税につきましては、平成31年度から森林経営管理法が施行されることを踏まえ平成31年度から県及び市町村への譲与が開始されます。この森林環境譲与税を受け、本村においては、施業放置林整備マネージャー事業、間伐促進事業、木質バイオマスエネルギー供給促進事業の事業費以外の未執行分について、今後継続的安定的に森林整備事業の円滑な運営を図るため、基金に積み立てることになります。第1条に設置、第2条に積立、第3条以下管理等定めております。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

○議長（盛岡英成君） はい、4番、山岡議員。

○4番（山岡隆良君） 森林環境譲与税の余剰金を積み立てるという話なんですけれども、森林環境税で今年度31年度なんですけれども、どれくらいの配布があるかというのは、もう既に分かっておるんですか。それでどれくらいの余剰金が発生するかというのも分かってるんですよね。大体。そこら辺ちょっと教えてもらえますか。

○議長（盛岡英成君） 森本産業建設課長。

○産業建設課長（森本成則君） また、副村長の方からも予算関係についての説明があるかというふうに思いますが、この本日お配りさせていただいています。平成31年度予算案の1番後ろご覧いただけたらと思うんですが、平成31年度国の方から本村の方へ譲与される額というのが、1,007万1千円と、施業放置林、間伐促進事業、木質バイオマスがそれぞれ各々金額を予算計上させていただいております。残り704万7千円を余剰金として積立を行い今後の森林整備運営に寄与していきたいというふうに考えております。

○議長（盛岡英成君） 4番、山岡議員。

○4番（山岡隆良君） 704万7千円が今年度の予定ということですね。はい分かりました。それで、今まで県のほうとか国のほうから森林整備するための補助金が結構あったかと思うんですけれども、たとえば放置林整備とか間伐促進とか、こ

の1,007万3千円か、いうふうなかたちになって受けとるんですけれども、1,007万1千円ですね森林環境税受けとるんですけれども、今までと比べたら、今までの補助金よりも目減りしとるですか、増えとるんですか。どうなんですかね、こういうふうな事業に対しての、ちょっと素人の質問で申し訳ないんですけれども。

○議長（盛岡英成君） 産業建設課長。

○産業建設課長（森本成則君） ただ今の山岡議員の質問なんですけれども、今現在、平成30年の実績によりますと、県のほうからいただいております奈良県森林環境税これにつきましては、総額約2,500万いただいております。この県の森林環境税については、昨年度の県の税制大綱、税政審議会のほうでもかなり議論になったわけなんですけれども、県として継続するかしないかといったところを押し迫られた状態の中で、一応こちらの情報としましては、県は31年度までは一応明記していただいておりますけれども、それ以降は未定と、それは国のほうから森林環境譲与税が市町村へ入るであろうということであることから、県のほうも廃止する等も検討もされているという情報をいただいております。ですので、これから後に、県の森林環境税がなくなれば当然半分以下の金額になると、3年ごとに改正されて、今の1,000万というのは、国の予算規模は200億の規模となります。また、3年経てば300億規模、3年経てば400億規模、その後また3年経てば600億円規模というふうな、だんだんスライドしていきます。ですので、最終、本年までの県の環境譲与税と対比しますと、平成42年までは国のほうが少なくなるというような現状となっております。それと、もう一点なんですけれども、先程説明させていただきました資料の裏で、差引の中で2,000円があってないというふうになるわけなんですけれども、予算執行上、単費1,000円を各々に入れさせていただいて森林環境税1,007万1千が全て差引出来るようにさせていただいております。以上です。

○議長（盛岡英成君） 4番、山岡議員。

○4番（山岡隆良君） 分かりました。説明で大体分かったような分らんようなので、ちょっと・・・あれなんですけれども。要は、県の森林環境税が今年度は31年度、32年度までであるということですね。それ以降は無くなっていくというふうなことでだんだん減っていく理解でいいですよ。分かりましたありがとうございます。

休憩・再開

○議長（盛岡英成君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は、11時5分といたします。休憩します。

（11時00分 休憩）

（11時05分 再開）

○議長（盛岡英成君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、4番山岡議員の質疑にありました、森林環境整備基金条例の制定ですけれども、こちらのほうは、本日審議をしていただいて即決案件としたいと思いますが、その質疑の中で出てきました、説明要旨および説明資料の1番最終28ページの森林環境譲与税を財源とした事業の内訳表ですけれども、こちらが、もう少し詳しく表記をしていただかなければならないということでもありますので、説明書のほう差し替えていただいて明日の全員協議会で予算として説明をしていただきたいと思います。予算決算委員会において審議を付託していきたいと思

っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長(盛岡英成君) 6番、木村議員。

○6番(木村忠雄君) ただ今、森林環境税の積立に関する条例が提出されたところでございますが、このことについては本来は毎年度の予算で執行すべきもので、御杖村の現状の森林環境からいけば妥当だと思っておりますが、村長自身が環境整備基金をつくることによって、有効に使えるということで進めていくということであれば、このことに対して私は6番議員は賛成をいたします。以上です。

○議長(盛岡英成君) 他に討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。日程第8、議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第1号、御杖村森林環境整備基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号、御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する条例の制定について〔上程、説明〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第9、議案第2号、御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長

○村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、国際社会で活躍する人材の育成を目的に、村内の児童及び生徒を対象とした村営のグローバル人材育成塾を実施したいので、その設置及び管理に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。以上が、提案理由でございます。

○議長(盛岡英成君) 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第2号、御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第10、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。
提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、国家公務員の人事院規則の改正に準じ、職員の超過勤務時間の上限を新たに設定するため、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

- 議長（盛岡英成君） 藤田総務課長。
- 総務課長（藤田辰猪君） 本条例改正につきましては、国が進めております働き方改革の一環としまして、国家公務員の人事院規則の改正に準じまして、各市町村の超過勤務時間の上限を定めるものでございます。具体的には、正規の勤務時間以外の時間における勤務、第8条に正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。という条文を追加するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第10、議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第11、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。
提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、11月末に発覚しました元会計管理者による公金横領事案につき、不祥事を起こした元会計管理者の任命及び管理監督責任をとるため、私の給料月額10分の1、4ヶ月間の減額改正をしたいので本条例を制定するものでございます。

また、副村長から、給料月額10分の1、1ヶ月間の自主返納の申し出を受

けております。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。

4 番、山岡議員。

○4 番（山岡隆良君） 村長の管理責任、任命責任ということで、給与減額ということでこの減額をする金額が大きいのか少ないのかという部分もあると思うんですけども、どういうふうな気持ちとか思いでこの減額、金額と 4 か月という期間を決められたのかというのをお聞きしたいと思います。

それともう一点、副村長が 10 分の 1、1 ヶ月ということで副村長からの申し入れということなんですけれども、副村長も特別職になると思うんですけれども、そうしたときは、条例はいらわなくていいんですか。その 2 点、お聞きしたいのでよろしくお聞きしたいと思います。

○議長（盛岡英成君） 答弁、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） ただ今のご質問でございます。どのような気持ちでこの処分を下したか、額それから期間がいいのかどうか、色々と議論はあろうと思っております。ただ、私といたしましては、今までのこういう事例は今までにあるのが具合が悪いんですけれども、同じような事案では無いにしても、ちょっと調べてみたところで、勘案しまして色々ご意見のあるなかではございますけれども、私としてはこの 10 分の 1、4 ヶ月というのを提案させていただいたわけでございます。

そのなかで、自分の気持ちといたしましては、やはり任命監督責任者としては、なんらかの処分は必要であろうというなかで、村民の皆様にもご理解いただくためにも、これは必要であろうということの気持ちで提案させていただいたところでございます。

それと、副村長につきましては、特別職であろうということでございます。もちろん、副村長、会計管理者の管理については、・・・ということで、やはり同じように責任がないということではございません。ただし、副村長につきましては、処分のしかたが免職、それから 500 円以下の過怠金、けん責の 3 種類しかございません。その中で、けん責ということになりますと、少し文書になるのかそれとも口頭になるのか別にしましても、そういう処分であろうと、本人からの反省等いただき、そういうなかで色々検討しまして、副村長のほうから自主的に返納したいと、言いますのは長が副村長に対して懲戒処分として給料の減額を命令することは出来ないということがございます。そういうなかでの自首返納ということでございます。それと、そうしたら議会の承認が要らないのかということでございませぬけれども、これにつきましても考え方として、運用の仕方としてももちろん議会の議決を得ることも可能ではございますし、いいんですけれども、自首返納というかたちで議会の同意を得なくてもできるということになっておりますので、このような処分にさせていただいたところでございます。

○議長（盛岡英成君） 4 番、山岡議員。

○4 番（山岡隆良君） 分かりました、非常に僕としては額も大きいし期間も長いというような気持ちするんですけれども、村長が村民に対して襟を正していきたいという思いのもと、そういうふうな判断をされて減給という処分・・・理解させてもらおうし、村民に対する理解等々については、まあいいんですけれども、今後こういうふうなことを起こさないためにも、公務員の綱紀粛正については、どのようなかたちでこの庁内 50 名ぐらい在籍してくれとる職員がおってくれると思うん

ですけれども、その辺については、今後の綱紀肅正についてどのようにお考えになるのかいうことをちょっとお聞きしたいんで、簡単で結構ですので、村長自身が思っていることがあればお聴かせ願いたい、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（盛岡英成君） 伊藤村長・

○村長（伊藤収宜君） もちろん管理監督ではなしに、基本職員自らの仕事に対する姿勢だと思っております。そうしたなかでは、管理職会議を通じて職員への啓発、またこのことに関しましては特に職員全体に対しまして定例訓示それからそほかの機会に寄っていただいて、職員としての心構えということで、二度とこのようなことの無いように、村民の批判を受けるような行為が無いようにということで、何回となくお話しをさせていただいております。それと、職員、そうは言ってもこういうことができたということは、どこかに不備があったのではないかとということで、出来る限り現金を扱わないようにということで、まあ職員にしましたらちょっと手間がかかるようなこともありますけれども、含めて、今、いろいろと現金の取扱いを減らしていくとかたちで改革を進めているところでございます。今後におきましても、いろんな事務の取扱いについての研修を含めながら、二度とこういうことが起こらないようにということで身を正していきたいというように思っているところでございます。

○議長（盛岡英成君） 4番、山岡議員。

○4番（山岡隆良君） どうもありがとうございます。最後に告訴がまだ受理されていないというふうなかたちのことを冒頭の行政報告のなかでもおっしゃられておりましたけれども、粛々と早期にこの事案が村民の皆様に、きちっと説明できるようなかたちで終わらせるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。自分のほうから以上です。

○議長（盛岡英成君） ほかに、質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（盛岡英成君） はい、木村議員。反対討論ですか、賛成討論ですか。

○6番（木村忠雄君） 賛成討論です。

○議長（盛岡英成君） 賛成討論。はい、反対討論の方はいませんか。

反対討論なしと認めます。

それでは、木村議員、賛成討論をお願いします。

○6番（木村忠雄君） ただ今、提出されました…でございますが。村長自ら、管理責任ということで報酬の返上という願ひがあったわけでございますが、これは御杖村においては、珍しい事象であり、非常に村民も注目しているなかで、村長がそのような決断をされていくということは、山岡議員も先程らいから質疑の中で申し上げていたとおり、今後の行政の肅正とか、あるいは指導とか、そういう面からいくと非常に決断は重たいと、ただ単に村長が報酬を返上して自分の自らの責任を村民に示し、いうだけじゃなくして、これは職員はもちろん我々行政に関わる全ての団体諸氏がそういう考え方をもち進めて行くということが御杖村の発展につながるわけでございますので、そういう点から申しますと、村長の決断は非常に的を射た正しい判断だと思いますので、6番木村といたしましては、賛成をいたします。以上でございます。

○議長（盛岡英成君） ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第 11、議案第 4 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 4 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 5 号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する 条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第 12、議案第 5 号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の例により、海外旅行の旅費についての条文を新たに追加したいので本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長(盛岡英成君) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田辰猪君) 本条例改正につきましては、本条例に、海外旅行の旅費に関する条文が表記されていないために、国家公務員等の旅費に関する法律に準じまして、新たに海外旅行の旅費の条文を追加するものでございます。宿泊料等の詳細につきましては、国の法律に準じ規則で定めさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(盛岡英成君) これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 3 番、吉田議員。

○3 番(吉田俊弘君) 第 21 条で、海外旅行となっておりますねけれども、旅行といえれば一般的には、いろいろな取り方がございますけれども、これ研修とかなんかに出張とか、一般的に問われたら海外旅行というのは、やはり旅行、旅して行くというふうな判断もできんねけれども、そこら辺の考え方は。

○議長(盛岡英成君) はい、これ答弁は、藤田総務課長。

○総務課長(藤田辰猪君) 海外旅行、海外出張の旅費というふうなとらえ方をさせていただきたいんですけれども、国ほうの法律自体が海外旅行の旅費というふうに明記されておりますので、それに準じて追加をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長(盛岡英成君) 3 番、吉田議員。

○3 番(吉田俊弘君) 国のほうで、そういう規約になっとんねやったら仕方ないですけども、はい、分かりました。

○議長(盛岡英成君) ほかに、質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。

日程第12、議案第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第5号、職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第13、議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、災害弔慰金の支給に関する法律の一部改正に基づき、災害援護資金の貸付利率等を引き下げたいので本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長(盛岡英成君) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田辰猪君) 本条例改正につきましては、災害弔慰金の支給に関する法律の一部が改正されたことによりまして、市町村の判断で、低い利率等で貸付が可能となったことから、災害弔慰金の支給に関する条例を改正するものでございます。具体的には、災害援護資金の貸付利率年3パーセントの条文を削除し、無利子といたします。また、災害援護資金の保証人を削除。さらに、災害援護資金の年賦償還、半年賦償還に加えまして、月賦償還を追加するものでございます。

ちなみに、災害援護資金の概要につきましては、国県がそれぞれ3分の2、3分の1の10割を原資負担し貸し付けるものでございまして、その区域内において災害救助法による救助の行われる災害で、一定の条件のもと、家屋等が全壊等の被害があった場合に350万円を限度として借り受けられるもので、3年据置き、10年償還となっております。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長(盛岡英成君) これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第13、議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号、御杖村国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第14、議案第7号、御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、を議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。

提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、国民健康保険被保険者数及び村内保険医数の減少に伴い、運営協議会委員の定数を削減したいので本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、住民生活課長から説明を申し上げます。

○議長(盛岡英成君) 西岡住民生活課長。

○住民生活課長(西岡悦夫君) 御杖村国民健康保険条例第2条は、村の国民健康保険事業の運営に関する協議会、俗に言う国保運営協議会の定数を定めたものでございます。現行では、第1号で被保険者を代表する委員3人、2号では保険医または保険薬剤師を代表する委員3人、3号で公益を代表する委員3人となっていますが、それぞれ2人に改正をお願いするものでございます。被保険者数の減少、特に医師確保の困難な現状を考え、また近隣町村の委員数が2である現状などを加味した結果となっております。なお、それぞれ同数の2人とするのは、上位法である国民健康保険法施行令第3条に、それぞれの委員各同数をもって組織すると決められております。以上ご審議の程よろしく願います。

○議長(盛岡英成君) これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第14、議案第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 7 号、御杖村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 8 号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 15、議案第 8 号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定について、を議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、御杖ふるさと交流公社に指定管理をしています村内観光施設について、その指定管理期間が本年 3 月 31 日をもって満了となるため、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき指定管理者の指定を行うものでございます。

詳細につきましては、むらづくり振興課長から説明を申し上げます。

- 議長（盛岡英成君） 今西むらづくり振興課長。

- むらづくり振興課長（今西孝之君） 提案理由の詳細について、説明を申し上げます。平成 29 年 4 月 1 日より 2 年間、御杖ふるさと交流公社を指定管理者として管理を委託していますみつえ青少年旅行村・三季館・みつえ温泉姫石の湯・道の駅伊勢本街道御杖並びにみつえ体験交流館の 5 つの観光施設について、本年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了することになります。引き続きまして、御杖ふるさと交流公社に指定管理者として施設の管理を行わせたいと考えていますが、5 つの施設のうち、みつえ体験交流館につきましては、村の直接管理としたいことからみつえ体験交流館を除きます 4 施設について、平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間指定管理者として御杖ふるさと交流公社を指定したいので提案するものでございます。以上ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第 15、議案第 8 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 8 号、御杖村の公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 9 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更について〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 16、議案第 9 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更について、を議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、平成 30 年度以降に予定をしております事業を本計画に追加変更する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

○議長（盛岡英成君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田辰猪君） 計画変更の内容につきましては、産業の振興の区分で、農業基盤整備事業中、県単基盤整備促進事業を追加し、また、生活環境の整備の区分で、水道施設の簡易水道事業中、簡易水道施設機器更新を追加するものでございます。以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

日程第 16、議案第 9 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 9 号、御杖村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 17、議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算それぞれに 1 億 1,450 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24 億 513 万 4 千円とするものでございます。

今回の補正の主な内容は、国の交付金等事業の交付決定額に合わせた事業費等の減額でございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、

総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第10号、平成30年度御杖村一般会計補正予算(第6号)の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第11号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第18、議案第11号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案は、事業勘定の歳入歳出予算総額に、それぞれ123万8千円を増額し、歳入歳出それぞれ3億3,753万4千円とし、診療施設勘定について、歳入歳出予算の変更はございませんが、事業勘定から増額となった123万8千円を繰入金として受け、診療収入を減額する財源構成の変更を行うものでございます。以上が提案理由でございます。

よろしく願いいたします。

- 議長(盛岡英成君) ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第12号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号)の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第19、議案第12号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第4号)の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案は、歳入歳出予算総額に、それぞれ 949 万 7 千円を増額し、歳入歳出それぞれ 3 億 9,017 万 2 千円とするものごさいます。
主な内容は、介護サービス給付費の増額によるものです。
以上が提案理由でございます
- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎村長所信表明

- 議長（盛岡英成君） 次の日程第 20 から 24 までは、平成 31 年度の一般会計予算及び特別会計予算 4 議案となります。審議に入ります前に、村長より新年度に向けての施政方針を伺いたいと思います。
伊藤村長、よろしく願いいたします。
- 村長（伊藤収宜君） 本日ここに、平成 31 年 3 月定例議会開会にあたりまして、平成 31 年度予算案をはじめ、重要な諸議案をご審議いただくにあたり、村政に臨む私の所信を申し上げます。
内閣府の月例報告によると、昨年同様、景気は、緩やかに回復しているとしています。なお、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとされております。国は、希望を生み出す強い経済、夢をつなぐ子育て支援、安心につなげる社会保障からなる新・三本の矢でデフの完全脱却を実現するとしています。
また、本年度は歴史的な皇位の継承、我が国が初めて議長国を努める G20 サミットが開催され、翌年には東京オリンピックが開催されるなど、歴史の大きな転換期を迎えます。
一方、本村が抱える急激な人口減少、少子・高齢化の進行にいかに向かい、御杖村が将来に生き残るために策定した、御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略が最終年を迎えます。第 1 期の総仕上げを目指すとともに、次期総合計画策定と整合性を図りながら、次期総合戦略の策定に取り組みます。
地方財政計画では地方の一般財源総額は、地方が人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成 30 年度を上回る額を確保するとされておりますが、本村の地方交付税は、人口の減少に伴い交付税算定額の減少が続いており、厳しい財政状況が続くものと思われまます。歳出面にお

いては、公債費は大幅な減額となっているものの地方創生対策事業の実施に加え、社会保障費の増加、既存公共施設の老朽化対策、長寿命化対策など、財政需要は大幅に増加しています。歳入の不足を財政調整基金の取り崩しで対応することとしています。

平成 31 年度の一般会計の予算規模は、22 億 1,300 万円、本年度当初予算に対して 3.6%・8,200 万円の減額となりました。一般会計及び特別会計を合わせて会計間での重複する金額を除いた純計予算総額は、約 30 億 480 万円となり、平成 30 年度当初予算と比較して 1.8%・約 5,400 万円の減額となっています。

以下、新年度予算案につきまして、主要施策別に簡潔にご説明申し上げます。

第 1 番目は「みつえの魅力あふれる産業の振興」についてであります。本村の農業は高齢化や後継者不足により、離農する農家も増えており、必然農業生産額も減少を続けています。こうした問題を解決すべく、村では現在就農している農業者や、後継者となるべき新規就農者を確保するために、様々な施策を行ってまいります。平成 31 年度から 5 年間の実施予定ではありますが、新規施策として米の直接支払交付金及び本村の振興作物を作付けすることによる国の産地交付金の交付を受ける認定農業者等に対する担い手への加算交付金の助成を行っていきます。また、本村で栽培されるほうれん草は近郊市場で高い評価を受けており、栽培農家支援のために生産拡大出荷奨励金制度や農業用ビニールハウス設置補助金制度を引き続き実施するとともに、農業部門で研修を行っていた地域おこし協力隊の隊員 2 名が本年度新規就農することとなるため、初期投資に必要な支援を手厚く行ってまいります。

林業についても、後継者問題は最重要課題となっており、地域おこし協力隊の自伐型林業の部門において、引き続き若干名の募集を行い、林業技術向上の研修を実施するとともに、定住に向けた活動を支援していきます。本村の地域資源の活用には、面積の約 9 割を占める森林を活用する事業展開を目指します。刈への木材輸出を目的とし、木造住宅の普及に取り組むため、木造建築技能研修生の受け入れによる人材育成や御杖村の木を使った木造建築物による PR 等、具体的な事業展開を行います。本村木材を利用したキャビン向け建築資材の販売や木製加工品の商品開発・販売など、総合的に事業展開するために、地域商社の立ち上げに取り組んでいきます。従前から実施しています間伐事業も引き続き実施するとともに、間伐材搬出に対する助成やハイマス林の供給促進を図るための助成等も更に進めます。また、今年度から森林環境譲与税が国から譲与されることとなるため、県森林環境税との関連もあり、基金を新たに設置し、今後の林業整備関連事業に備えていきたいと考えています。

観光振興につきましては、村の魅力の発信と知名度の向上を目指し、本村の重要な観光資源の一つである三峰山を見渡せる神末中村にライブカメラを設置し、ホームページ上で発信します。例年行っております観光イベントは、引き続き継続事業として、取り組んでまいります。また、利用者の減少が続く温泉について、村の観光施設への愛着を深めるとともに、村民の健康増進を図るため、村民の入浴料を助成します。村民全ての方を対象に料金を優遇することにより、老若男女多くの住民の方が利用しやすい、憩いの場となる施設として、運営を進めていきたいと考えています。

第 2 番目は、みんなが快適に暮らせる生活環境基盤の整備についてです。移住・定住対策として進めております空き家情報バンク制度について、改めて村民へ

の登録周知を行うとともに、昨年完成した村営住宅も含め、子育て世代に本村への移住を促すようホームページ等に周知を行っていきたいと思います。空き家改修や近居・同居の支援についても定住対策として引き続き行ってまいります。

村道整備につきましては、生活道路の整備により利便性の向上を図るため、引き続き白髪線の改良工事を進めるとともに、観光客周遊の導線となる井出谷太良路線の改良を進めていきます。また、安心・安全・快適な通行確保のため、継続的に、舗装補修工事、災害防除工事を行うとともに、橋梁長寿命化と安全確保のため、橋梁補修工事を進めます。

上下水道の整備については、昨年桃俣地区の簡易水道管路更新工事に取りかかりましたが、本年も継続して管路更新工事を実施し、安心・安全でおいしい水の安全供給に努めます。

また、こまどりケーブル株式会社が所有するケーブルテレビ網を現在の同軸ケーブルから光ケーブル網へ更新します。事業実施の形態は、所有者であるこまどりケーブル株式会社が事業実施主体となり、村がこまどりケーブル株式会社に補助を行います。この事業を実施することにより、災害時における確実かつ安定的な情報伝達が確保されることとなります。さらに、インターネットサービスも高速通信が可能となり、住民サービスの向上、サテライトオフィス誘致にも期待がふくらむところでございます。

第3番目は、みつえを次世代につなげるための人づくりについてであります。小中一貫教育の推進につきましては、平成31年度から本格実施に取り組んでまいります。小中一貫教育は、9年間の義務教育において教育目標や学習内容の連続したカリキュラムを基に授業を実践することにより、教育効果が高まることが期待されております。小・中学校間で課題を共有して連携を図りながら、これまでの試行として取り組んできました、教員間の授業交流や児童生徒間の交流活動をなお一層促進してまいります。また、施設一体型小中一貫校への学校再編につきましては、施設の調査結果を基に検討協議会において協議を始めており、利用校舎を決定して実施設計に係る補正予算を早期に上程させていただきたいと考えています。

また、国際社会に対応し、外国語のコミュニケーション能力の向上を図るため、小・中学生を対象に放課後や休日に人材育成塾を運営します。こういった独自の取組が児童生徒の可能性をさらに広げものと考えています。

社会体育館施設・公民館施設は、老朽化が進み、雨漏り等の問題が起きています。これらの施設は、生涯学習の場として、また地域コミュニティの拠点として、さらには指定避難所でもあることから、大規模災害時には大きな役目を果たす施設として計画的な整備が必要となっています。土屋原公民館・体育館耐震改修事業及び開発センター屋上雨漏り改修工事に着手してまいります。

第4番目は、いつまでもいきいきと暮らせる福祉の村の実現についてであります。村民の健康を守る取り組みとして、毎年総合健診を実施しており、受診率も55%を超え健康に対する認識も向上しているところです。また、その検査結果を受け、結果説明会、特定保健指導を実施し、生活習慣病予防に努めます。引き続き、生活習慣病の予防・改善を図るため、他の保健事業との連携を保ちながら健康相談を実施します。

介護保険については、第7期計画の2年目の年となります。65歳以上の高齢化率も56%を超え、超高齢化の村であり、介護給付費が大幅に増えている現状から、特に筋力アップ教室や、いきいき百歳体操など、介護予防に重点的に取り組

んでいきたいと考えています。

昨年保険料負担の公平化及び、国民健康保険事業の安定化を図るため実施しました国民健康保険運営の県単位化については、2年目を迎えますが、引き続き保険料負担が県内同一となる平成36年度まで、基金を取り崩しながら平準化に努めます。

以上が新年度予算における、主要施策の概要であり、詳細につきましては、予算概要などによりましてご査収いただきたいと思います。

何卒慎重ご審議のうえ、よろしくご議決いただけますようお願い申し上げます。

休憩・再開

- 議長（盛岡英成君） ここで、暫時休憩をとります。集合しだい開会といたします。休憩します。
（休憩 11時55分）
（再開 11時58分）

◎議案第13号、平成31年度御杖村一般会計予算の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第20、議案第13号、平成31年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 平成31年度一般会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ22億1,300万1,000円、対前年8,200万円3.6%減とするものでございます。
一般会計の概要につきましては、副村長より説明を申し上げます。
- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明のなかで歳入歳出総額が間違っておりました、正確な数字をもう一度答弁お願いします。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） すいません。数字が間違っておりました。歳入歳出総額予算それぞれ22億1,300万円とするものでございます。
- 議長（盛岡英成君） 松原副村長。
- 副村長（松原永治君） 副村長の松原でございます。私から、平成31年度御杖村一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。お手元、平成31年度予算案説明要旨及び説明資料をご覧ください。
6ページの総括表でございます。平成31年度御杖村一般会計当初予算案は、総額22億1,300万円で、前年度に比べて8,200万円、3.6%の減となっております。
では次に歳入の状況について、説明させていただきます。右、7ページの(2)平成31年度一般会計予算案歳入の款別内訳をご覧ください。
表側1の村税でございます。自主財源の中心となる村税の総額は1億462万7千円で、前年度に比べて135万3千円、1.3%の減額を見込んでおります。 税

目別では、村民税が給与所得者の減少により 19 万 7 千円の減、固定資産税が相続人の調査が不可能な物件による課税額減少により 86 万 9 千円の減額、軽自動車税が最初の新規検査から 13 年を経過した経年車の重課車両の減少により 41 万円の減額、たばこ税については、電子たばこの増税により 12 万 3 千円の増額となっております。歳入予算全体に対する構成比では、4.7%にとどまっております。

続いて 2 番目地方譲与税でございます。地方譲与税は 4,365 万 2 千円で、前年度に比べて 848 万 6 千円、24.1%の増額を見込んでいます。新たに森林環境譲与税が創設され、交付額を 1,007 万 1 千円と見込んでいます。この交付額については、すべて森林整備の費用に関する支援事業に充てることとされております。対象事業については、この資料の最終 28 ページの (11) 森林環境譲与税を財源とした事業に記載しております。

7 ページに戻っていただきまして、6 番の地方消費税交付金でございます。地方消費税交付金は 4,233 万 8 千円で、前年度に比べて 1,483 万 3 千円、53.9%の増額を見込んでおります。この資料 27 ページ (10) 地方消費税交付金を財源とした社会保障経費に記載のとおり、消費税率引上げによる増収分の交付額を 1,237 万 4 千円見込んでおります。この増収分については、記載のとおりすべて社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

7 ページに戻っていただきまして、表側 9 番目の地方交付税でございます。本村の財政運営のよりどころとなる地方交付税は、総額で 11 億 3,680 万円で、前年度に比べて 524 万 8 千円、0.5%の減額となっており、歳入予算の 51.4%を占めています。次の 8 ページでございます。説明番号④のとおり、普通地方交付税は 9 億 9,680 万円で、前年度に比べて 524 万 8 千円、0.5%の減を見込む一方、特別地方交付税は 1 億 4,000 万円で、前年度と同額を見込んでいます。

7 ページに戻りまして、13. 国庫支出金です。国庫支出金は 2 億 808 万 1 千円で、前年度に比べて 8,095 万 5 千円、28%の減を見込んでいます。増額の要因といたしましては、9 ページの説明番号⑦に記載のとおり、障害者自立支援給付費負担金が 534 万 3 千円、障害者医療費が 261 万 4 千円の増額となることがあげられます。

減額の要因といたしましては、社会資本総合整備交付金のうち、地域優良賃貸住宅整備事業が 4,800 万、防災安全交付金が 3,641 万 8 千円の減額となることがあげられます。

7 ページに戻りまして、14 番の県支出金でございます。県支出金は総額 1 億 3,847 万 5 千円で、前年度に比べて 1,448 万 4 千円、11.7%の増を見込んでいます。増額の要因といたしましては、9 ページの説明番号⑧に記載のとおり、施業放置林整備事業が 493 万 3 千円、選挙費委託金が 347 万 5 千円、地籍事業負担金が 345 万円、それぞれ増額になることがあげられます。減額の要因といたしましては、市町村森林所有者情報活用推進事業が終了したことにより、102 万 6 千円の減額となることがあげられます。

7 ページに戻りまして、表側 19 番の村債です。村債の総額は 4 億 2,680 万円で、前年度に比べて 5,830 万円、15.8%の増を見込んでいます。10 ページ、説明番号⑫に記載のとおり、過疎対策事業債を 3 億 5,180 万円、緊急防災・減災事業債を 3,000 万円、それぞれ計上しています。また、地方交付税の財源不足を地方債により調達することとされる臨時財政対策債は、4,500 万円を計上して

います。

その他の歳入区分につきまして、主なものをご説明させていただきました。その他の歳入区分についても、7 ページからの(3)一般会計歳入予算案の主な対前年度増減要因に記載のとおりです。

次に、性質別歳出の状況について、説明をさせていただきます。資料 11 ページの(4)平成 31 年度一般会計予算案歳出の性質別内訳をご覧ください。

義務的経費のうち、人件費です。人件費は 4 億 7,100 万 9 千円で、前年度に比べて 1,178 万 9 千円、2.4%の減額となります。12 ページ、説明番号①に記載のとおり、特別職が 121 万 8 千円の増額のほか、一般職の給料及び手当について、定期昇給や、人事院勧告に伴う勤勉手当の支給月数の改正により 200 万 6 千円の増額、退職新規採用に伴い 972 万 9 千円の減額となります。共済費については、126 万 2 千円の減額、退職手当負担金については 649 万 2 千円の減額となります。委員報酬は、選挙管理委員報酬の選挙執行経費増加などにより、239 万 6 千円の増額となります。

11 ページに戻って、2 段目の扶助費です。扶助費は 1 億 1,992 万 3 千円で、前年度に比べて 1,437 万 3 千円、13.6%の増となります。12 ページの説明番号②に記載のとおり、障害者支援費が、1,630 万 1 千円の増額となります。児童手当については、児童数の減少により、134 万円の減額となります。

11 ページに戻って、3 段目の公債費です。公債費は 1 億 7,444 万 1 千円で、前年度に比べて 2,911 万 5 千円、14.3%の減となります。平成 18 年度借入の過疎債の償還終了等によるのが、主な理由です。

11 ページに戻って、投資的経費のうち、普通建設事業費です。普通建設事業費は 5 億 4,939 万 9 千円で、前年度に比べて 6,394 万 1 千円、10.4%の減となります。12 ページの説明番号③に記載のとおり、増額となる主な事業は、新規事業として、こまどりケーブル光化事業、及び開発センター屋根防水改修事業等のほか、土屋原公民館・体育館耐震改修事業等が増額となっています。減額となる主な事業は、地域優良賃貸住宅整備事業、老人福祉・保健センター空調設備及び照明交換・施設改修事業、桃俣多目的研修センター・体育館耐震改修事業等が終了することによるほか、村道整備事業等が減額となっています。

11 ページに戻って、その他の経費です。物件費は 3 億 7,526 万 3 千円で、前年度に比べて 1,429 万 9 千円、4.0%の増となります。増額となる主な事業は、13 ページ説明番号④に記載のとおり、新規事業として第四次総合計画・第二期総合戦略策定、道の駅運営サポート業務等のほか、地域おこし協力隊推進事業、地籍調査事業等が増額となっています。減額となる主な事業は、空き家計画策定委託、小中一貫教育施設調査等が終了することによるほか、地域資源活用事業等が減額となっています。

11 ページに戻って、その他の経費 3 段目、補助費等です。補助費は 3 億 557 万 8 千円で、前年度に比べて 152 万 6 千円、0.5%の増となります。増額となる主な事業は、14 ページ説明番号⑤に記載のとおり、新規事業として米の直接支払交付金事業、村民入浴優待事業等のほか、消防団員退職報償金、地域おこし協力隊推進事業等が増額となっています。減額となる主な事業は、ハウス設置費用助成、奈良県広域消防組合負担金、村社会福祉協議会交付金等です。

以上、歳出の性質別内訳で主なものをご説明させていただきました。その他の経費につきましても、12 ページからの(5)一般会計歳出予算案の性質別内

訳の主な対前年度増減要因に記載のとおりです。

次に目的別歳出の状況につきましての、説明をさせていただきます。資料 15 ページの(6)平成 31 年度一般会計予算案歳出の款別内訳をご覧ください。目的別歳出の増減につきましては、各目的区分ごとの普通建設事業費等の増減が大きく影響しています。

増額となる区分では、2.総務費が、こまどりケーブル光化事業、開発センター屋根防水改修事業、事務用パソコン購入、第四次総合計画・第二期総合戦略策定などにより 1 億 8,681 万 2 千円 49.8%の増額、9.消防費が、防災情報提供システム屋外子局停電対応工事、消防団員退職報償金などにより、258 万 6 千円 1.9%の増額となります。

一方、減額となる区分では、8.土木費が、地域優良賃貸住宅整備事業、村道整備事業、災害防除事業の減により 1 億 5,626 万 8 千円 38.6%の減額、7.商工費が、地域資源活用事業、職員人件費の減により、2,746 万 3 千円 19.1%の減額、3.民生費が、老人福祉・保健センター空調設備及び照明交換・施設改修事業、後期高齢者医療特別会計繰出金の減により 5,910 万 9 千円 12.6%の減額となります。

その他の目的区分等につきましては、16 ページからの(7)一般会計歳出予算案の款別内訳の主な対前年度増減要因の資料に記載のとおりです。

資料 19 ページからの(8)平成 31 年度 一般会計予算案の主な施策につきましては、全員協議会において担当課長より説明申し上げます。

以上、平成 31 年度一般会計予算案の概要についてのご説明させて頂きました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(盛岡英成君) ただ今、提案理由及び概要説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号、平成 31 年度御杖村一般会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 14 号、平成 31 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第 21、議案第 14 号、平成 31 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、平成 31 年度簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ 1 億 1,463 万 3 千円、対前年 287 万 4 千円、2.6 %増とするものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号、平成 31 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 15 号、平成 31 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 22、議案第 15 号、平成 31 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 平成 31 年度国民健康保険特別会計予算について、事業勘定の歳入歳出予算総額を、それぞれ 3 億 2,581 万 9 千円、対前年 178 万 4 千円、0.6%増とし、診療施設勘定の歳入歳出予算総額を、それぞれ 1 億 2,570 万 5 千円、対前年 1,352 万 1 千円、12.1%増とするものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号、平成 31 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 16 号、平成 31 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 23、議案第 16 号、平成 31 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 平成 31 年度介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ 3 億 4,400 万 3 千円、対前年 442 万 7 千円、1.3%増とす

るものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号、平成 31 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 24、議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） 本案について説明を申し上げます。平成 31 年度後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算総額を、それぞれ 3,932 万 2 千円、対前年 992 万 1 千円、20.1 % 減とするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、予算決算委員会に付託することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 25、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を行います。中嶋局長。

○議会事務局長（中嶋英樹君） お手元の資料を議案最後のページでございまして、

諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員の候補としたいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規

定により議会の意見を求める。平成 31 年 3 月 6 日提出、御杖村長伊藤収宜、記、住所、奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 1662 番地、田中政文、生年月日、昭和 24 年 5 月 30 日生まれ、以上でございます。

○議長（盛岡英成君） 続いて提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君） この議案につきましては、人権擁護委員田中政文氏が平成 31 年 6 月 30 日付けで任期満了となることに伴いまして、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の定めるところにより、法務大臣に後任委員候補者の推薦手続をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

田中氏は、平成 22 年 7 月に人権擁護委員に就任以来、人権相談をはじめ、学校や保育所において人権講座を行うなど常日頃から職務に献身的に取り組んでいただいております。今後も 3 期 9 年の経験を活かし、さらに充実した人権擁護委員活動を行っていただけるものと確信し、再度推薦しようとするものです。何とぞ、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（盛岡英成君） 本案につきましては、会議規則第 59 条第 4 項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 25、諮問第 1 号について、質疑及び討論を省略します。
これより、答申案をお配りします。
（書記／答申案配付）

○議長（盛岡英成君） これより採決を行います。
お手元に配布しました答申案を、事務局に朗読させます。
中嶋局長。

○議会事務局長（中嶋英樹君） それでは、ただ今配布させていただきました答申案を朗読させていただきます。本文のみ朗読を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する答申、本議会は、3 月 6 日に諮問のあった田中政文氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、次のとおり答申します。

記、意見、田中政文氏は、長年教職に就かれたのち、社会教育主事として本村の社会教育推進にもご尽力いただきました。また、平成 22 年から 3 期 9 年間にわたり、人権擁護委員として、人権思想の普及と人権擁護に努められていることに、感謝申し上げますとともに、議会としても、引き続き就任いただくことを望むものです。今般、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、この上ない人選であることから、平成 31 年 3 月 6 日の会議において、諮問原案に対し適任と可決しましたので、これを答申とします。以上案といたします。

○議長（盛岡英成君） お諮りします。本件諮問に対し、答申案の通り、適任である旨の答申をしたいと思っております。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、適任として答申することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（盛岡英成君） 以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。

次回の本会議は、3月20日、午前10時より開くことに致します。

なお、提案理由の説明及び説明資料に誤り等が見られましたので、次の全員協議会また予算決算委員会には資料の間違い等無きよう再度精査をしていただき、追加資料もあれば再提出をしていただくようお願いを申し上げまして、本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

（12時31分 散会）

第 2 号 (3月20日)

平成 31 年 3 月御杖村議会定例議会（第 2 号）

平成 31 年 3 月 20 日
開議 午前 10 時 00 分

◎議事日程〔審議結果〕

第 1 議案第 2 号〔原案可決〕

御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する条例の制定について

第 2 議案第 10 号〔原案可決〕

平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定について

第 3 議案第 11 号〔原案可決〕

平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について

第 4 議案第 12 号〔原案可決〕

平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定について

第 5 議案第 13 号〔原案可決〕

平成 31 年度御杖村一般会計予算の議定について

第 6 議案第 14 号〔原案可決〕

平成 31 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

第 7 議案第 15 号〔原案可決〕

平成 31 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

第 8 議案第 16 号〔原案可決〕

平成 31 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について

第 9 議案第 17 号〔原案可決〕

平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

第 10 議案第 18 号〔原案可決〕

御杖村国民健康保険診療所・保健センター空調設備改修工事に伴う
工事請負契約の締結について

第 11 〔原案決定〕

閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
3番	吉田俊弘君	5番	松岡一生君
6番	木村忠雄君	8番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

2番	古川芳明君	3番	吉田俊弘君
----	-------	----	-------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君
教育長	丸山栄君
総務課長(会計管理者)	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	今西孝之君
住民生活課長	西岡悦夫君
産業建設課長	森本成則君
保健福祉課長	片岡保昌君
教育委員会次長	中村康幸君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	菊山大介君

〔 発言記録 〕

(10 時 00 分 開議)

◎開議の宣告

○議長（盛岡英成君） 皆さん、おはようございます。

3 月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程第 2 号のとおりとします。

◎議案第 2 号、御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） それでは、日程第 1、議案第 2 号、御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、開会日及び全員協議会にて説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 1、議案第 2 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 2 号、御杖村グローバル人材育成塾の設置及び運営に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎一括議第〔委員長報告、質疑、討論、採決〕

・ 議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定について

・ 議案第 11 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について

・ 議案第 12 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定について

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 2、議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定について、日程第 3、議案第 11 号、平成 30

年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について、日程第 4、議案第 12 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定について以上の 3 件を、一括議題とします。

本案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

- 予算決算委員長（松岡一生君） 予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第 10 号から議案第 12 号までの補正予算 3 件について、一括して、審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、審査の経緯ですが、3 月 6 日の本会議において、補正予算 3 件、及び平成 31 年度予算の 5 件、合計 8 件の案件が付託されたことにより、去る 3 月 12 日に委員会を開催しました。当日は、全委員及び村長、教育長、また各部局の所属長出席のもと審査を行いました。

審査の経過でございますが、各会計ごとに、質疑及び討論と採決を行いました。一般会計補正予算（第 6 号）では、議員より活発な質疑がなされ、当局より答弁いただきました。国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）及び介護保険特別会計補正予算（第 4 号）では、質疑・討論ともにございませんでした。

採決の結果につきましては、3 案件とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 10 号から第 12 号についての、予算決算委員会の審査報告を終わります。

- 議長（盛岡英成君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算(第 6 号) の議定について [討論、採決]

- 議長（盛岡英成君） まず、日程第 2、議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 委員長（松岡一生君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第 2、議案第 10 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 10 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 6 号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 11 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について〔討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 3、議案第 11 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第 3、議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 11 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 12 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定について〔討論、採決〕

○議長（盛岡英成君） 次に、日程第 4、議案第 12 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第 4、議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 12 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎一括議第〔委員長報告、質疑〕

・議案第 13 号、平成 31 年度御杖村一般会計予算の議定について

・議案第 14 号、平成 31 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について

・議案第 15 号、平成 31 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について

・議案第 16 号、平成 31 年度御杖村介護保険特別会計

予算の議定について

・議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 5、議案第 13 号、平成 31 年度御杖村一般会計予算の議定について、日程第 6、議案第 14 号、平成 31 年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について、日程第 7、議案第 15 号、平成 31 年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について、日程第 8、議案第 16 号、平成 31 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について、日程第 9、議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定について

以上の 5 件を、一括議題とします。

本案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

- 予算決算委員長（松岡一生君） 委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第 13 号から議案第 17 号までの、平成 31 年度予算 5 件について、一括して、審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査の経過でございますが、各会計ごとに、質疑及び討論と採決を行いました。一般会計をはじめ、簡易水道及び国民健康保健特別会計では、主要施策を中心に多数の質問が行われ、当局より答弁をいただきました。介護保険及び後期高齢者医療特別会計では、質疑・討論ともにございませんでした。

採決の結果につきましては、5 会計とも全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第 13 号から議案第 17 号についての、予算決算委員会の審査報告を終わります。

- 議長（盛岡英成君） これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第 13 号、平成 31 年度御杖村一般会計予算の議定について [討論、採決]

- 議長（盛岡英成君） 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

まず、日程第 5、議案第 13 号、平成 31 年度御杖村一般会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 5、議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第13号、平成31年度御杖村一般会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第14号、平成31年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定について〔討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて、日程第6、議案第14号、平成31年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第6、議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第14号、平成31年度御杖村簡易水道事業特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第15号、平成31年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定について〔討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて、日程第7、議案第15号、平成31年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第7、議案第15号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員／起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第15号、平成31年度御杖村国民健康保険特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第16号、平成31年度御杖村介護保険特別会計予算の議定について〔討論、採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて、日程第8、議案第16号、平成31年度御杖村介護保険特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はあり

ませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 8、議案第 16 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 16 号、平成 31 年度御杖村介護保険特別会計予算の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別 会計予算の議定について〔討論、採決〕

○議長(盛岡英成君) 続いて、日程第 9、議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定についてを議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、本案について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

日程第 9、議案第 17 号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員/起立)

○議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 17 号、平成 31 年度御杖村後期高齢者医療特別会計予算の議定については、委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第 18 号、御杖村国民健康保険診療所・保健センター 一空調設備改修工事に伴う工事請負契約の締結につい て〔説明、質疑、討論・採決〕

○議長(盛岡英成君) 次に、日程第 10、議案第 18 号、御杖村国民健康保険診療所・保健センター空調設備改修工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

○村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、国民健康保険診療所及び保健センターの空調設備改修工事に伴う工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、予定価格 5 千万円以上の工事又は製造の請負に該当することから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容につきましては、去る 3 月 1 日に一般競争入札を実施し、契約金額

6,534万円で大和高田市栄町4番33号 松田電気工業株式会社代表取締役辻修と契約を締結するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありますか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
日程第10、議案第18号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（全員／起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第18号、御杖村国民健康保険診療所・保健センター空調設備改修工事に伴う工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第11、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。
議会運営委員長から、お手元の資料のとおり会議規則第75条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。
お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

- 議長（盛岡英成君） 以上で、本日の日程は全部終了致しました。
本日の会議を閉じます。
よって、平成31年3月御杖村議会定例会を閉会します。
お疲れ様でした。

（10時19分 閉会）

◎会議録署名

御杖村議会会議規則第 127 条の規定によりここに署名する。

御杖村議会 議長 盛岡英成

御杖村議会 議員 古川芳明

御杖村議会 議員 吉田俊弘